

令和7年度 就学援助費の申請について（お知らせ）＊両面

本市では、お子さまの就学（学校へ行くこと）に経済的に困りの保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を『就学援助費』として給付する制度を実施しています。この制度を受けようと思われる方は、次のとおり申請が必要ですので、ご案内します。（＊令和6年度に認定を受けている方も申請が必要です。）

- 締切**
- ①新1年生がいない場合：令和7年3月21日（金）
 - ②新1年生がいる場合：令和7年4月30日（水）
 - ③年度途中（5月以降の申請）の場合：毎月15日（土日祝の場合は直前の平日）

＊期限を過ぎた場合、翌月審査となります。認定月分から支給します。

＊令和7年度の最終締切りは令和8年3月6日です。

- 申請先**
- 令和7年4月から在籍する小・中学校
- ＊在籍する学校ごとに、1世帯につき1部ずつ必要です。
- ＊新1年生の入学前支給を申請した場合、世帯の変更等がある場合のみ再申請してください。

- 対象者**
1. 要保護者 生活保護法に基づく保護費の受給者（ただし、修学旅行費のみが対象となるため、修学旅行の該当学年のみ対象となります。）

2. 準要保護者 要保護世帯を除くそれに準ずる世帯（次のア又はイに該当する世帯）
- ア：保護者全員が前年度又は今年度に①～⑩のいずれかに該当している方
- ① 生活保護を受けていた方の内、現在受けていない方
 - ② 市町村民税が非課税の方
 - ③ 市町村民税の減免を受けている方
 - ④ 個人事業税の減免を受けている方
 - ⑤ 固定資産税の減免を受けている方
 - ⑥ 国民年金の掛け金の減免を受けている方
 - ⑦ 国民健康保険の保険料の減免又は徴収の猶予を受けている方
 - ⑧ 児童扶養手当の支給を受けている方
 - ⑨ 生活福祉資金貸付を受けている方（新型コロナウイルス感染症のための臨時貸付含む）
 - ⑩ 職業安定所登録日雇労働者である方
- イ：生活状況が経済的に不安定である世帯
- ・世帯全員の前年の所得額 < 生活保護基準により算出した世帯の需要額である世帯
 - ＊世帯員の人数、世帯員の年齢、家賃の有無などにより需要額は変わります。

- 審査**
- ・世帯の前年所得等を参考にして審査し、認定または否認を決定します。4月末までに申請した方には、6月下旬～7月上旬頃に審査結果を通知します。
 - ・所得の申告が済んでいない場合や提出書類が不足している場合は審査できませんのでご注意ください。

必要方	必要書類	備考
全員	児童・生徒就学援助費受給申請書	* 学校、教育委員会、市 H P にあります
・前年度に就学援助費の認定を受けていない方 ・振込先の口座を変更したい方	通帳の見開き 1 ページ目の写し * 振込先の口座の銀行名、支店名、口座番号、口座名義等がわかるもの	・ 1 世帯につき 1 種類 ・ 申請者（保護者）の名義 ・ 裏面に 4 月からの学校名、学年、児童生徒の氏名（全員分）を記入してください
表面「対象者」準要保護者のア③④⑤⑦⑨⑩のいずれかに保護者が該当する場合	減免通知や貸付決定通知の写し等、それぞれを証明する書類	* 必要書類は申請書の 5 の欄に記載しています
住宅が市営以外の借家の方	賃貸契約書の写し * 契約者、契約期間、家賃額が記載されたもの	
令和 7 年 1 月 1 日時点で、近江八幡市以外に居住されていた方（単身赴任含む）	令和 6 年 1 月から 1 2 月の間の所得を証明する書類（令和 7 年度の(非)課税証明書等） * 被扶養者を除く近江八幡市以外に居住されていた方全員分	令和 7 年 6 月以降、令和 7 年 1 月 1 日時点の住所地の役所で取得し、学校に提出してください。（申請書は期限までに提出ください。）
令和 6 年 1 月から 1 2 月の間に海外に居住していた方	令和 6 年 1 月から 1 2 月の間の所得を証明する書類（給与明細の写し等）	

援助する経費・金額（年間上限額）※変更の可能性あり

援助する経費	小学校	中学校	給付予定時期 ※変更の可能性あり
学用品費	11,630 円	22,730 円	学期ごとに分割して支給
通学用品費(1 年生以外)	2,270 円	2,270 円	
新入学児童生徒学用品費	57,060 円	63,000 円	1 学期(4 月までに申請した 1 年生のみ)
学校給食費	現物給付	現物給付	
校外活動費（泊なし）	1,600 円	2,310 円	3 学期 ※実費額を支給
校外活動費（泊）	3,690 円	6,210 円	3 学期 ※実費額を支給
修学旅行費	22,690 円	60,910 円	実施をした学期末（修学旅行該当学年） ※実費額を支給
オンライン学習通信費	14,000 円	14,000 円	3 学期 ※学習用タブレット端末等を家庭で使用した月数×月額 1,160 円を支給

※上記の表の支給時期に保護者名義の口座に振り込みます。

※年度途中で認定になった方は、認定時期に応じた金額を支給し、認定月より前の費用は支給しません。

※給食費については、原則、現物（給食）を支給する運用となります。認定されると就学援助費の中から学校給食費として直接学校給食センターに支払います。（毎月の給食費の支払いが不要になります。）ただし、認定が決定するまでの期間の給食費は引き落としされます。